

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月15日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社ファンコミュニケーションズ
【英訳名】	F@N Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 安慶
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 累計期間	第12期 第3四半期 累計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第12期 第3四半期 会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 1月1日 至平成21年 12月31日
売上高(千円)	5,997,333	6,311,411	2,160,651	2,185,290	8,016,220
経常利益(千円)	1,052,914	1,073,124	391,445	362,257	1,423,775
四半期(当期)純利益(千円)	541,367	646,939	229,801	211,905	747,610
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	28,091	-	13,841	-
資本金(千円)	-	-	940,900	948,380	940,900
発行済株式総数(株)	-	-	104,170	105,390	104,170
純資産額(千円)	-	-	3,391,630	4,001,775	3,622,950
総資産額(千円)	-	-	5,207,197	5,802,758	5,581,049
1株当たり純資産額(円)	-	-	35,402.31	41,793.32	37,789.63
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	5,625.77	6,801.26	2,395.73	2,223.33	7,796.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	5,305.40	6,513.64	2,272.52	2,140.66	7,364.71
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	1,700
自己資本比率(%)	-	-	64.5	68.1	64.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	767,828	450,365	-	-	1,201,430
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	300,490	347,520	-	-	200,289
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	546,774	264,357	-	-	556,953
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	1,060,454	1,422,564	1,584,077
従業員数(人)	-	-	127	147	129

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第11期第3四半期累計(会計)期間及び第11期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しますが、損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	147	(42)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績をサービス区別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
パソコン向けアフィリエイト広告サービス(千円)	1,436,429	100.9
携帯向けアフィリエイト広告サービス(千円)	659,376	110.5
自社媒体運営(千円)	45,913	110.6
他社媒体広告販売(千円)	43,565	43.8
その他売上(千円)	6	20.5
合計(千円)	2,185,290	101.1

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、欧州の経済不安の影響や急速な円高基調から輸出企業を中心に企業収益の圧迫が懸念されております。また、個人消費は、政府による経済政策により穏やかな回復をみせたもののその効果も一巡したことや雇用情勢の悪化から低迷するなど、今後の国内景気が伸び悩む可能性もあり依然として予断を許さない状況となっております。

当社の主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ミニブログ（ツイッター）の普及や、スマートフォン、電子書籍端末などの登場によりインターネット利用者の利用シーンはますます広がりを見せており、電子商取引推進企業によるインターネット広告およびアフィリエイトマーケティングへの取り組みは今後さらに拡大してくるものと予測されます。

当第3四半期会計期間におきましては、パートナーサイトの稼働率を向上させるため、ツイッターへの広告投稿機能やスマートフォン向けの管理画面の作成の他、大手広告主の獲得、広告主とパートナーサイトの関係強化や、各アライアンス先との共同セミナーの開催、キャンペーンなどを中心に、費用対効果をより高める営業活動を行いました。また、新たにスマートフォン向けの広告配信ネットワーク「nend（ネンド）」やアプリケーション「Lyrica（リリカ）」をリリースしました。

この結果、当第3四半期会計期間の売上高は、2,185,290千円（前年同四半期比1.1%増）となりました。また、営業利益は、345,817千円（前年同四半期比5.0%減）、経常利益は営業外収益に受取利息を15,451千円計上したことなどにより362,257千円（前年同四半期比7.5%減）となり、四半期純利益は211,905千円（前年同四半期比7.8%減）となりました。

サービス区分別の売上高の内訳

（千円未満切捨て）

サービス区分	平成22年12月期第3四半期 （会計期間）		平成21年12月期第3四半期 （会計期間）		平成21年12月期	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
パソコン向け アフィリエイト広告サービス	1,436,429	65.7	1,422,983	65.9	5,435,300	67.8
携帯向け アフィリエイト広告サービス	659,376	30.2	596,570	27.6	2,021,698	25.2
自社媒体運営	45,913	2.1	41,518	1.9	177,253	2.2
他社媒体広告販売	43,565	2.0	99,546	4.6	381,761	4.8
その他売上	6	0.0	32	0.0	206	0.0
総売上高	2,185,290	100.0	2,160,651	100.0	8,016,220	100.0

なお、主力サービスであるアフィリエイト広告サービスにおける事業年度末（当第3四半期末）の利用広告主数（稼働広告主ID数）、参加メディア数（登録パートナーサイト数）は、下記のとおりであります。

サービス	区分	平成22年12月期 第3四半期末	平成21年12月期末
パソコン向け アフィリエイト広告サービス 「エーハチネット」	稼働広告主ID数	2,638	2,463
	登録パートナーサイト数	971,978	871,404
携帯向け アフィリエイト広告サービス 「モバハチネット」、「アドカボ」及び 「ネンド」	稼働広告主ID数	1,379	1,229
	登録パートナーサイト数	132,144	99,252
当社 アフィリエイト広告サービス 合計	稼働広告主ID数	4,017	3,692
	登録パートナーサイト数	1,104,122	970,656

## [ アフィリエイト広告サービスの状況に関する定性的情報等 ]

当第3四半期末における、パソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」の状況は、利用広告主数が2,638社、参加メディア数が971,978サイトとなりました。一方、携帯向け同サービス「モバハチネット」、「アドカボ」及び「ネンド」においては、利用広告主数の合計が1,379社、参加メディア数の合計が132,144サイトという結果となりました。当第3四半期末における両サービスを合わせた利用広告主数は4,017社（前期末比108.8%）、参加メディア数は1,104,122サイト（前期末比113.8%）になっております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期会計期間末から80,611千円減少し1,422,564千円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、104,221千円の収入（前年同四半期は226,031千円の収入）となりました。これは、主に法人税等の支払額が293,840千円増加した一方、税引前四半期純利益を362,650千円計上したことによるものであります。また、前年同四半期との比較において営業活動によるキャッシュ・フローが121,810千円減少した要因は、主に税引前四半期純利益が29,031千円減少したこと、法人税等の支払額が90,159千円増加したことによるものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、107,255千円の支出（前年同四半期は313,053千円の支出）となりました。これは、主に投資有価証券の売却による収入が41,806千円であった一方、投資有価証券の取得による支出が139,200千円であったことによるものであります。また、前年同四半期との比較において投資活動によるキャッシュ・フローが205,798千円増加した要因は、主に投資有価証券の償還による収入が500,000千円減少した一方、定期預金の預入による支出が100,000千円減少したこと、投資有価証券の取得による支出が560,117千円減少したことによるものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、77,577千円の支出（前年同四半期は186,425千円の支出）となりました。これは、主に短期借入金15,000千円増加した一方、自己株式の取得による支出が92,080千円であったことによるものであります。また、前年同四半期との比較において財務活動によるキャッシュ・フローが108,847千円増加した要因は、主に自己株式の取得による支出が108,697千円減少したことによるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	105,390	105,390	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	105,390	105,390	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。



## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年3月28日の定時株主総会決議により平成16年3月10日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	120(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

## (1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

## (2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

## (3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成17年3月9日付で1株を4株の割合、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成16年3月30日の定時株主総会決議により平成16年12月22日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社並びに子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成17年3月9日付で1株を4株の割合、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成17年3月30日の定時株主総会決議により平成17年4月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	120(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)5 資本組入額 10,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成18年3月30日の定時株主総会決議により平成18年4月21日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	420(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	420(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	779,196(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 779,196 資本組入額 389,598
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が株式分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

## (3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のこととなります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成19年3月29日の定時株主総会決議により平成19年6月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	234(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 262,675 資本組入額 131,338
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が株式分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

## (1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

取締役及び監査役として付与を受けた者が権利行使する前に、当社の取締役又は監査役の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、従業員として付与を受けた者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額184,000円と新株予約権付与時における公正な評価単価78,675円を合算しております。

(平成20年3月28日の定時株主総会決議により平成20年6月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	305(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	305(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	109,027(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 148,030 資本組入額 74,015
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること、ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

## (2) 新株予約権の取得

取締役及び監査役として付与を受けた者が権利行使する前に、当社の取締役又は監査役の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、従業員として付与を受けた者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

## (3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額109,027円と新株予約権付与時における公正な評価単価39,003円を合算しております。

(平成21年3月27日の定時株主総会決議により平成21年6月19日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	432(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135,520(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 199,590 資本組入額 99,795
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

### (1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること、ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

取締役及び監査役として付与を受けた者が権利行使する前に、当社の取締役又は監査役の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、従業員として付与を受けた者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のこととあります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額135,520円と新株予約権付与時における公正な評価単価64,070円を合算しております。

(平成22年3月30日の定時株主総会決議により平成22年6月18日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	500(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134,482(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 184,430 資本組入額 92,215
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。  
新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。



その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のこととなります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額134,482円と新株予約権付与時における公正な評価単価49,948円を合算しております。

## ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## ( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	-	105,390	-	948,380	-	53,080

## ( 6 ) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

また、当第3四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得したこと等により、平成22年9月30日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1-1-8	10,791	10.24

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,791	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,599	94,599	-
発行済株式総数	105,390	-	-
総株主の議決権	-	94,599	-

## 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1丁目1番8号	10,791	-	10,791	10.24
計	-	10,791	-	10,791	10.24

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	122,900	119,000	129,500	168,700	155,700	128,600	103,600	99,800	94,900
最低(円)	104,000	101,500	103,200	116,100	100,500	91,300	87,000	88,000	83,700

(注) 最高・最低株価は、平成22年1月から3月まではジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月以降は大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。

なお、大阪証券取引所JASDAQ市場は、同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場となっております。

## 3 【役員の詳細】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,522,564	1,684,077
受取手形及び売掛金	935,768	822,368
有価証券	1,526,649	887,512
その他	74,882	118,200
貸倒引当金	56,098	40,516
流動資産合計	4,003,766	3,471,643
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,368	20,368
減価償却累計額	9,598	8,286
建物(純額)	10,770	12,081
工具、器具及び備品	176,488	159,287
減価償却累計額	135,494	118,752
工具、器具及び備品(純額)	40,994	40,534
有形固定資産合計	51,765	52,616
無形固定資産		
ソフトウェア	59,607	73,726
その他	425	584
無形固定資産合計	60,032	74,310
投資その他の資産		
投資有価証券	1,479,226	1,742,757
その他	214,224	244,878
貸倒引当金	6,255	5,157
投資その他の資産合計	1,687,194	1,982,478
固定資産合計	1,798,992	2,109,406
資産合計	5,802,758	5,581,049

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,287,440	1,153,639
短期借入金	30,000	20,000
未払法人税等	79,960	386,694
賞与引当金	27,602	50,600
その他	249,867	251,095
流動負債合計	1,674,871	1,862,029
固定負債		
長期預り保証金	126,111	96,069
固定負債合計	126,111	96,069
負債合計	1,800,983	1,958,099
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	948,380	940,900
資本剰余金	1,200,330	1,192,850
利益剰余金	2,972,818	2,487,203
自己株式	1,171,163	1,023,639
株主資本合計	3,950,365	3,597,314
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,240	11,192
評価・換算差額等合計	3,240	11,192
新株予約権	48,169	36,828
純資産合計	4,001,775	3,622,950
負債純資産合計	5,802,758	5,581,049

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
売上高	5,997,333	6,311,411
売上原価	3,947,933	4,114,170
売上総利益	2,049,399	2,197,241
販売費及び一般管理費		
給料	380,124	422,983
貸倒引当金繰入額	18,171	24,893
賞与引当金繰入額	21,841	24,732
その他	654,216	702,487
販売費及び一般管理費合計	1,074,353	1,175,097
営業利益	975,046	1,022,143
営業外収益		
受取利息	53,472	45,618
投資有価証券売却益	2,715	4,790
デリバティブ評価益	25,570	-
その他	1,879	1,090
営業外収益合計	83,637	51,499
営業外費用		
支払利息	244	204
自己株式取得費用	921	295
減価償却費	4,469	-
その他	134	19
営業外費用合計	5,770	518
経常利益	1,052,914	1,073,124
特別利益		
新株予約権戻入益	1,573	1,765
特別利益合計	1,573	1,765
特別損失		
固定資産除却損	31,650	-
投資有価証券評価損	99,999	-
特別損失合計	131,650	-
税引前四半期純利益	922,837	1,074,890
法人税、住民税及び事業税	404,710	377,110
法人税等調整額	23,240	50,840
法人税等合計	381,469	427,950
四半期純利益	541,367	646,939

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	2,160,651	2,185,290
売上原価	1,417,726	1,433,798
売上総利益	742,925	751,492
販売費及び一般管理費		
給料	140,212	144,081
貸倒引当金繰入額	8,720	8,906
賞与引当金繰入額	19,032	22,522
その他	249,059	275,209
販売費及び一般管理費合計	378,961	405,675
営業利益	363,964	345,817
営業外収益		
受取利息	20,873	15,451
投資有価証券売却益	941	806
デリバティブ評価益	6,030	-
その他	108	424
営業外収益合計	27,953	16,682
営業外費用		
支払利息	59	58
自己株式取得費用	399	183
その他	12	-
営業外費用合計	471	242
経常利益	391,445	362,257
特別利益		
新株予約権戻入益	236	393
特別利益合計	236	393
税引前四半期純利益	391,681	362,650
法人税、住民税及び事業税	149,350	130,420
法人税等調整額	12,530	20,325
法人税等合計	161,880	150,745
四半期純利益	229,801	211,905



## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	922,837	1,074,890
減価償却費	47,985	39,294
株式報酬費用	8,265	13,887
賞与引当金の増減額(は減少)	15,117	22,997
貸倒引当金の増減額(は減少)	13,433	16,680
受取利息及び受取配当金	53,472	45,618
株式交付費	89	-
固定資産除却損	31,650	-
投資有価証券評価損益(は益)	99,999	-
デリバティブ評価損益(は益)	25,570	-
投資有価証券売却損益(は益)	2,715	4,790
売上債権の増減額(は増加)	185,758	114,497
仕入債務の増減額(は減少)	278,633	134,275
未払消費税等の増減額(は減少)	15,494	17,042
前受金の増減額(は減少)	18,322	5,385
未払金の増減額(は減少)	3,904	5,564
預り保証金の増減額(は減少)	7,864	30,042
その他	63	16,586
小計	1,165,911	1,098,485
利息及び配当金の受取額	13,402	22,957
利息の支払額	244	204
法人税等の支払額	411,240	670,873
営業活動によるキャッシュ・フロー	767,828	450,365
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	200,000	100,000
定期預金の払戻による収入	-	100,000
投資有価証券の取得による支出	1,293,210	1,403,881
投資有価証券の売却による収入	20,542	82,226
投資有価証券の償還による収入	1,200,000	999,873
関係会社株式の取得による支出	4,000	-
有形固定資産の取得による支出	17,575	18,775
無形固定資産の取得による支出	7,313	6,963
その他	1,065	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	300,490	347,520
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	10,000	10,000
株式の発行による収入	25,510	14,180
自己株式の取得による支出	462,547	147,819
配当金の支払額	99,737	140,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	546,774	264,357
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	79,436	161,513
現金及び現金同等物の期首残高	1,139,890	1,584,077
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,060,454	1,422,564

## 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

## 【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

## 【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
1. 固定資産除却損は、工具器具備品除却損364千円、ソフトウェア除却損31,286千円であります。	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (千円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,260,454	現金及び預金勘定 1,522,564
預入期間が3か月を超える定期預金 200,000	預入期間が3か月を超える定期預金 100,000
現金及び現金同等物 1,060,454	現金及び現金同等物 1,422,564

## (株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 105,390株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,791株

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 48,169千円

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月30日 定時株主総会	普通株式	161,324	1,700	平成21年12月31日	平成22年3月31日	利益剰余金

## 5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年2月19日開催の取締役会決議に基づき、平成22年2月22日から平成22年3月26日までの期間に自己株式518株を取得、平成22年8月10日の取締役会決議に基づき、平成22年8月11日から平成22年9月27日までの期間に自己株式1,000株を取得しました。この結果、自己株式が147,524千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が1,171,163千円となっております。

## (有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1)債券			
社債	2,922,579	2,930,221	7,641
(2)その他	21,423	19,246	2,177
合計	2,944,003	2,949,467	5,463

前事業年度末(平成21年12月31日)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1)債券			
社債	2,592,732	2,573,862	18,870
合計	2,592,732	2,573,862	18,870

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	-	28,091

	前第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	-	40,000
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	-	68,144
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	-	13,841

(注) 前第3四半期累計(会計)期間については、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

## 1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 261千円

販売費及び一般管理費 4,953千円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 393千円

## 3. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度末 (平成21年12月31日)	
1株当たり純資産額	41,793.32円	1株当たり純資産額	37,789.63円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)		当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	5,625.77円	1株当たり四半期純利益金額	6,801.26円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	5,305.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	6,513.64円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	541,367	646,939
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	541,367	646,939
期中平均株式数(株)	96,229	95,120
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,811	4,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		平成20年3月28日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 305株 平成21年3月27日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 432株 平成22年3月30日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 500株

前第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,395.73円	1株当たり四半期純利益金額	2,223.33円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,272.52円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,140.66円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	229,801	211,905
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	229,801	211,905
期中平均株式数(株)	95,921	95,309
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,200	3,681
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		平成20年3月28日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 305株 平成21年3月27日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 432株 平成22年3月30日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定により記載を省略しています。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社ファンコミュニケーションズ  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

株式会社ファンコミュニケーションズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。